

第30期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第30期定時株主総会

招集ご通知…………… 1

(提供書面)

事業報告

1.企業集団の現況…………… 3

2.会社の現況…………… 10

連結計算書類…………… 14

計算書類…………… 18

監査報告書…………… 22

株主総会参考書類…………… 25



NIHON TRIM CO.,LTD.

開催日時:平成24年6月26日(火曜日)

開催場所:大阪市北区大淀中一丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階
「オリアーナ」

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役3名選任の件

第3号議案

監査役3名選任の件

第4号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職
慰労金贈呈の件

第5号議案

当社従業員等に対してストックオプション
として発行する新株予約権の募集事項の
決定を取締役に委任する件

株式会社日本トリム

証券コード:6788

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目8番34号
株式会社日本トリム
代表取締役社長 森澤紳勝

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）営業時間終了の時（午後6時30分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階「オリアーナ」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 当社従業員等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス [http:// www.nihon-trim.co.jp](http://www.nihon-trim.co.jp)）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http:// www.nihon-trim.co.jp](http://www.nihon-trim.co.jp)）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度の売上高は9,616百万円（前期比8.2%増）、営業利益は1,962百万円（同22.1%増）、経常利益は2,012百万円（同28.9%増）と前連結会計年度と比較して増収増益となりました。

当社では、「ウォーターヘルスケアという、新習慣。」を提唱し、予防医療、健康維持対策として、電解還元水を日常的に飲用する社会の実現を目指しております。そのため、業容拡大及び顧客サービスの充実を目的に昨年4月に兵庫県姫路市に姫路営業所を、さらに8月に青森市に青森営業所、沖縄県那覇市に沖縄営業所を開設いたしました。また、仙台営業所を仙台支社として昇格・組織改変を行いました。今後も販売拠点の拡大と人員の増強を積極的に行ってまいります。

当連結会計年度は、最新機種「TRIM ION NEO」の「整水器は家電」というコンセプトや、コンパクトなデザインがより広く社会に受け入れられた結果、当社主力である直販部門が順調に推移いたしました。職域販売部門（DS・HS事業部DS）では、職域における1説明会当りの販売台数を重点指標として、さらなる販売効率向上に注力するとともに、日々の行動量を増やし販売活動を行いました。また、当社の代理店及びユーザーに対し最新の情報を積極的に発信いたしました。その結果、当連結会計年度の販売台数は前期比で7.1%増となりました。取付・紹介販売部門（DS・HS事業部HS）では、顧客サービスの充実・顧客満足度向上に取り組みました。さらに東日本大震災による飲用水に対する意識の高まりにより紹介件数が増加した結果、当連結会計年度の販売台数は前期比で33.9%増となりました。店頭催事販売部門（SS事業部）におきましては、1催事当りの販売台数という新たな指標を取り入れたほか、定期的に情報交換の場を設けるなど販売力の向上に注力いたしました。さらに家電量販店、スポーツクラブでの展開を引き続き推進した結果、当連結会計年度の販売台数は前期比で22.6%増となりました。これら取り組みの結果、当連結会計年度の直販部門売上高は、前期比13.8%増となりました。

ストックビジネスである浄水カートリッジ販売につきましては、ユーザーの定期的な交換率向上に取り組み、売上高が前期比8.9%増と順調に伸長しております。

当社は本年2月、取り付け及びアフターサービス体制のより一層の強化及び業容拡大を目的として、新会社「株式会社トリムライフサポート」を設立いたしました。従来、地域毎に対応していた整水器のユーザー宅への設置の窓口を一本化することで、情報の集約、蓄積並びに顧客サービス及び満足度の向上に取り組んでまいります。

海外事業におきましては、インドネシア関連会社PT SUPER WAHANA TEHNOにて、同社ブランド「Pristine」のペットボトル及びガロンボトルを主軸商品として、売上高が前期比31.4%増と業績は着実に伸長しており、平成23年度（1～12月）は平成18年11月の進出以来初の通期黒字化を達成しました。また、国内販売の拡大に注力しつつ、既に輸出を開始しているシンガポールなど輸出事業にも力を入れております。中国市場における広州多寧健康科技有限公司につきましては、現地法人との提携、製品開発も合わせ、本格的な市場参入に向けて精力的に展開しております。また本年2月に、中華民国（台湾）において、現地医療用品販売会社「杏一醫療用品股份有限公司（本社：台湾桃園県）」と合弁会社「多寧生技股份有限公司」設立につき合意し、4月20日付にて設立いたしました。米国連結グループ会社TRIMGEN CORPORATIONでは、独自の技術による変異遺伝子検出キットの研究開発、製造販売を行っております。現在、EGFRの変異遺伝子検出キット等新製品販売を開始し、本格的な市場投入に向けた準備を進めております。

医療関連事業におきましては、電解還元水の血液透析への応用で、画期的な新システム「電解水透析用逆浸透精製水製造システム」の販売を開始しました。本年2月に開催された電解水透析研究会には、80名を超える医師、技士、そして関連企業の方々に参加するなど、電解水透析に対する関心、認知は着実に広まっており、導入に向けた具体的事案も増えております。現在、電解水透析システムは11病院100床以上で実施されており、さらなる臨床データの集積が進んでおります。一方、電解水透析のさらなる臨床効果の検証の為、福島県立医科大学の倫理委員会承認を経て、UMIN（大学病院医療情報ネットワーク）登録のもと、5年間の予後調査を開始しております。また国外では、本年2月より、既に基礎研究分野で共同研究を行っている欧州最大級の医学大学であるカロリンスカ研究所（スウェーデン）と、当分野でも共同臨床研究を開始しております。当事業は、社会的意義、将来性が高いだけでなく、相乗効果により家庭用整水器事業の飛躍的拡大にも大きく寄与するものです。今後、電解水透析の普及・啓蒙活動をさらに積極化してまいります。

その他、農産分野におきましても、昨年当社子会社が高知県からものづくり地産地消推進事業費として補助金を取得し、現地JAとの共同研究では収穫量増加のパイロットデータを取得いたしました。さらに本年4月より、高知大学との共同研究、京都府立医科大学・京都府立大学との共同研究をそれぞれ開始しております。農作物の生産効率向上、栄養価の高い機能性作物の生産への寄与、植物工場での活用等を目的に、今後も精力的に研究を推進してまいります。

このように当社グループでは、医療・予防医療分野での市場構築、その相乗効果による、家庭用整水器販売事業市場の拡大、ボトリング事業の海外展開に精力的に取り組んでまいりました。

製品別売上高

品 種	平成23年3月期（第29期）		平成24年3月期（第30期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
整 水 器	6,282	70.7	6,784	70.6
カ ー ト リ ッ ジ	2,218	25.0	2,417	25.1
温 泉 器	7	0.1	4	0.0
電 位 治 療 器	0	0.0	4	0.0
そ の 他	379	4.2	407	4.3
合 計	8,888	100.0	9,616	100.0

②設備投資の状況

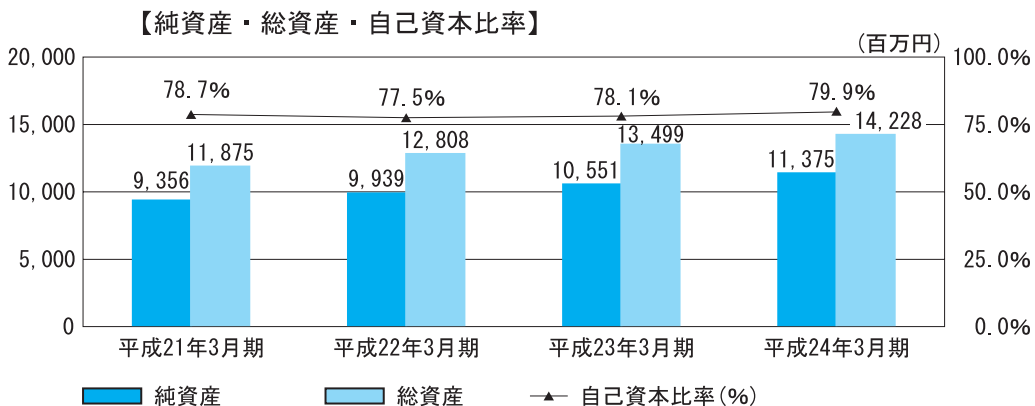
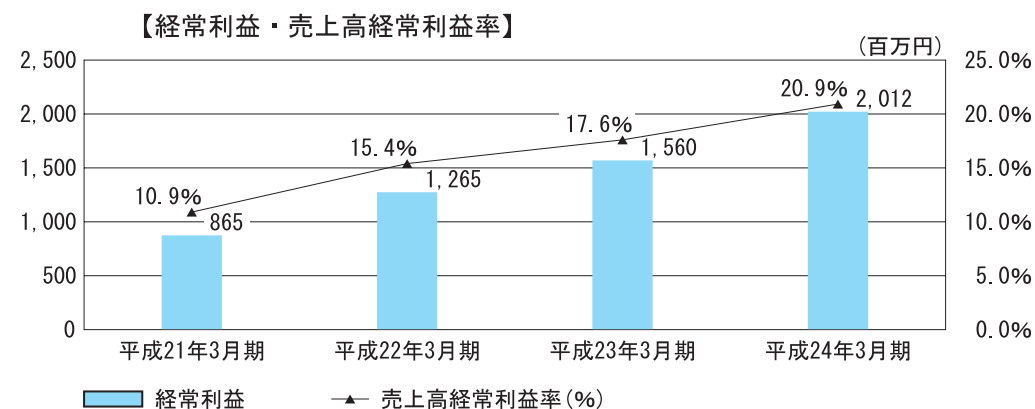
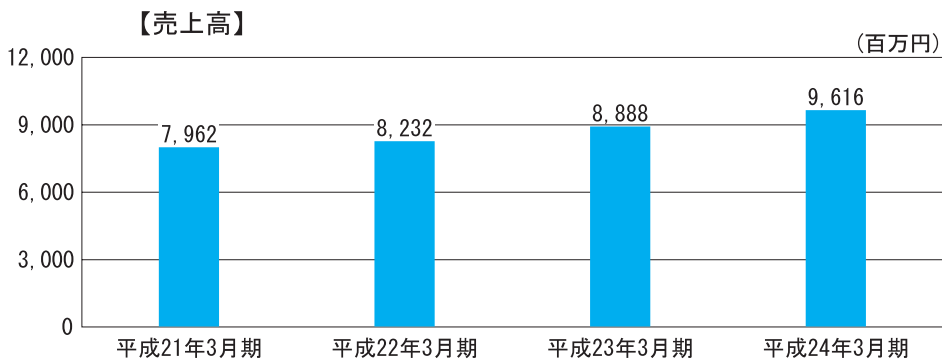
特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	平成21年3月期 (第27期)	平成22年3月期 (第28期)	平成23年3月期 (第29期)	平成24年3月期 (当連結会計年度) (第30期)
売 上 高(百万円)	7,962	8,232	8,888	9,616
経 常 利 益(百万円)	865	1,265	1,560	2,012
当 期 純 利 益(百万円)	226	563	838	1,107
1株当たり当期純利益 (円)	50	127	192	256
総 資 産(百万円)	11,875	12,808	13,499	14,228
純 資 産(百万円)	9,356	9,939	10,551	11,375
自 己 資 本 比 率 (%)	78.7	77.5	78.1	79.9



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社トリムエレクトリックマシナリー	50,000千円	100%	電解還元水整水器等の製造
TRIMGEN CORPORATION	10千 ドル	80%	変異遺伝子検索キット研究開発、製造販売
株式会社機能水細胞分析センター	10,000千円	70%	機能水の測定及び分析
株式会社トリムフィナンシャルサービス	50,000千円	100%	割賦販売斡旋業務、割賦販売業務
広州多寧健康科技有限公司	900千 ドル	100%	電解還元水整水器、飲料水等製造販売
株式会社トリム・オブティマル・ヘルス	30,000千円	100%	健康食品・飲料水等通信販売
株式会社トリムジンホールディングス	400,000千円	100%	米国子会社の日本における持株会社
株式会社トリム メディカル インスティテュート	50,000千円	98%	受託測定業務
株式会社トリムライフサポート	30,000千円	100%	取付及びアフターサービスによる顧客情報管理

(4) 対処すべき課題

【ウォーターヘルスケア事業】

東日本大震災を期に、日本人の飲用水に対する意識が劇的に変化し、水を購入することが当たり前の社会へと入りつつあります。ペットボトルやガロンボトルの販売が増加していますが、これはやがて、健康機能とコストの優位性、またエコロジーへの貢献を兼ね備えている整水器などの機器へと移行していくと当社では捉えております。当社整水器は、浄水に微細な粒状活性炭「マイクロカーボン」を採用した大型カートリッジを使用しており、放射性物質ヨウ素131除去に関するデータを取得しております。

整水器販売につきましては、映像を取り入れた新たな営業手法の本格導入に向けて、精力的に推進してまいります。職域販売部門（DS・HS事業部DS）では、さらなる販売効率の向上に注力するとともに、今後の販売につながる代理店や新たな購買層の開拓によるマーケットの拡大に取り組んでまいります。取付・紹介販売部門（DS・HS事業部HS）では、CRM活動に注力し、顧客満足度の向上と業績向上の相乗効果に努めてまいります。店頭催事販売部門（SS事業部）では、大手家電量販店での販売、人員増加等により業績向上に取り組んでおります。

ストックビジネスであるカートリッジ販売につきましては、ダイレクトメール、メルマガ、季刊誌等により浄水カートリッジ交換へのユーザーの意識向上を図るとともに、卸先への販促支援等により交換率向上に取り組んでおります。「株式会社トリムライフサポート」による取り付け及びアフターサービス体制のより一層の強化による相乗効果も見込まれます。

インドネシア関連会社PT SUPER WAHANA TEHNOにおけるボトルドウォーター（ガロンボトル）事業では、インドネシア国内シェアの拡大はもとより、同社を基点に近隣諸国への輸出に取り組むとともに、東南アジアでのボトル事業の拡大を図ってまいります。現在、中長期の業容拡大を目的に、より高度な設備を導入した新工場増設に向け積極的に進めております。今後ますますの経済成長、市場拡大が見込まれる中国におきましては、現地法人との提携を視野に、製品開発も合わせ、市場への本格的参入に向けて精力的に展開してまいります。台湾では、本年4月設立の合弁会社「多寧生技股份有限公司」を基点に、台湾国内整水器販売事業の拡大に取り組んでまいります。さらに、その他アジア市場でも積極的に市場開拓を行ってまいります。

電解還元水をはじめとする「機能水」の産官学での共同研究体制の構築に向け、業界のリーディングカンパニーとしての活動を積極的に実施するほか、報道関係者に向けても随時情報発信を行い、マスメディアを利用したPR活動を行ってまいります。一般消費者に向けてもターゲット層を明確化し、クチコミ・SNSを利用したWEB展開、女性向け雑誌等での露出の強化など戦略的なPR活動を行ってまいります。

【医療関連事業】

電解還元水の血液透析への応用では、東北大学及び福島県立医科大学を中心に、海外では国立台湾大学及びカロリンスカ医科大学院との共同研究を進めており、今後さらなる国際展開も視野に、臨床研究及び事業化を推進してまいります。株式会社トリム メディカル インスティテュートでは、ブドウ糖酸化分解物であるメチルグリオキサール等の腎疾患との関連を追究するとともに、電解還元水飲用による効果についての研究も進め、その成果を論文及び学会で発表していくことで、受託測定事業の拡大並びに家庭用整水器販売事業への寄与に努めてまいります。また、電解水透析用機器の普及・販売にも取り組んでまいります。

米国連結グループ会社TRIMGEN CORPORATIONでは、今後、独自の技術による変異遺伝子検出キットを核に、さらなる新製品の開発、市場投入により、初の営業利益ベースでの黒字化を見込んでおります。

農産分野では、引き続き高知大学、京都府立医科大学・京都府立大学との共同研究を進めていくとともに、今期中の農業用整水器の製品化を計画しております。今後、「医農連携による健康社会の実現」への貢献を目指し、研究を推進してまいります。また、工業分野での電解還元水の応用など、将来の新たな事業分野開拓を目的に研究を実施しております。

当社グループは、血液透析をはじめとする医療分野への進出による新たな事業軸の構築、その波及効果による整水器販売事業のさらなる拡大を目指し、研究開発及びその事業化並びに、より高機能な製品開発に注力しております。また今後、アジア地域を中心とした海外進出や、M&Aも視野に入れた新規事業分野への進出などにより、企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

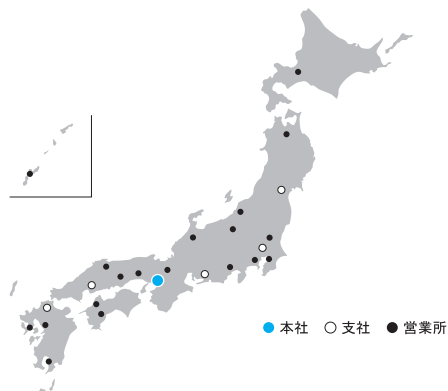
事業部門	事業内容
ウォーターヘルスケア事業	電解還元水整水器等を中心とした健康機器販売。関連する付属品等の販売。
医療関連事業	電解水透析用逆浸透精製水製造システムの販売。受託測定業務。

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市北区	静岡営業所	静岡市葵区
東京オフィス	東京都千代田区	金沢営業所	石川県金沢市
仙台支社	仙台市青葉区	京都営業所	京都市下京区
東京支社	東京都豊島区	姫路営業所	兵庫県姫路市
名古屋支社	名古屋市中区	岡山営業所	岡山市北区
広島支社	広島市中区	山陰営業所	鳥取県米子市
福岡支社	福岡市博多区	松山営業所	愛媛県松山市
札幌営業所	札幌市中央区	高知営業所	高知県南国市
青森営業所	青森県青森市	長崎営業所	長崎県長崎市
大宮営業所	さいたま市大宮区	熊本営業所	熊本市中央区
千葉営業所	千葉市中央区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
横浜営業所	横浜市港北区	沖縄営業所	沖縄県那覇市
新潟営業所	新潟市中央区	高知開発部	高知県南国市
長野営業所	長野県長野市		

(注)平成24年1月1日付をもって、仙台営業所を仙台支社に昇格いたしました。



②子会社等の本社

名 称	所 在 地
株式会社トリムエレクトリックマシナリー	高知県南国市
TRIMGEN CORPORATION	アメリカ・メリーランド州
株式会社機能水細胞分析センター	福岡市博多区
株式会社トリムフィナンシャルサービス	大阪市北区
広州多寧健康科技有限公司	中国・広東省
株式会社トリム・オプティマル・ヘルス	東京都千代田区
株式会社トリムジンホールディングス	東京都千代田区
株式会社トリムメディカルインスティテュート	大阪市北区
P T SUPER WAHANA TEHNO	インドネシア・ジャカルタ
株式会社トリムライフサポート	大阪市北区

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
359名	9名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 外務員は上記に含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
308名	13名増	38.06歳	8.42年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 外務員は上記に含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
 ②発行済株式の総数 4,296,551株
 （自己株式331,839株を除く）
 ③株主数 3,645名

④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 澤 紳 勝	1,875,290 株	43.6 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	161,450	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	123,550	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	114,500	2.6
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンク	71,000	1.6
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	69,500	1.6
ド イ ツ 証 券 株 式 会 社	65,899	1.5
日 本 ト リ ム 従 業 員 持 株 会	61,650	1.4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60,000	1.3
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000	1.1

(注) 当社は、自己株式(331,839株)を保有しておりますが、上記の大株主一覧には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
特記すべき事項はございません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
平成23年9月5日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1株につき2,112円
- ・新株予約権の行使期間 平成25年9月6日から平成28年9月5日まで
- ・新株予約権の行使条件
 1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 2. (i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記の新株予約権の権利行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
 3. 新株予約権の行使時において、当社の従業員であることを要する。
 4. その他の権利の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	100個	普通株式5,000株	5人

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 澤 紳 勝	
専 務 取 締 役	尾 田 虎 二 郎	営業副本部長
常 務 取 締 役	西 谷 由 実	名古屋支社長
常 務 取 締 役	三 谷 禎 秀	業務部長
常 勤 監 査 役	森 澤 邦 雄	
監 査 役	阿 田 木 実	
監 査 役	笥 正 澄	中央三井信用保証株式会社 顧問

- (注) 1. 監査役阿田木実氏及び笥正澄氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役阿田木実氏及び笥正澄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	4名	97,673千円	年額200,000千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,200千円 (7,200千円)	年額 30,000千円
合 計	7名	116,873千円	—

③社外役員に関する事項

- 重要な兼職先と当社との関係
監査役笥正澄氏は、中央三井信用保証株式会社顧問を兼務しております。なお、当社と中央三井信用保証株式会社との間に特別な関係はありません。
- 当事業年度における主な活動状況
第30期の取締役会には、監査役阿田木実氏は18回中17回、監査役笥正澄氏は18回中17回出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。
第30期の監査役会には、監査役阿田木実氏は16回中16回、監査役笥正澄氏は16回中16回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担するものとする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,544,387	流動負債	1,924,301
現金及び預金	5,952,693	支払手形及び買掛金	513,716
受取手形及び売掛金	1,024,519	未払法人税等	525,600
割賦売掛金	1,992,367	賞与引当金	108,400
製 品	154,751	製品保証引当金	7,000
原 材 料	221,736	返品調整引当金	32,000
繰延税金資産	125,274	そ の 他	737,584
そ の 他	73,362	固定負債	928,092
貸倒引当金	△318	社 債	300,000
		退職給付引当金	114,747
固定資産	4,683,647	役員退職慰労引当金	186,527
有形固定資産	3,232,812	長期預り保証金	270,827
建物及び構築物	731,659	そ の 他	55,989
土 地	2,377,040	負債合計	2,852,393
そ の 他	124,112	(純資産の部)	
無形固定資産	35,730	株 主 資 本	11,121,123
投資その他の資産	1,415,103	資 本 金	992,597
投資有価証券	191,041	資 本 剰 余 金	986,826
繰延税金資産	123,229	利 益 剰 余 金	10,047,359
長 期 預 金	800,000	自 己 株 式	△905,660
そ の 他	313,206	その他の包括利益累計額	241,924
貸倒引当金	△12,375	その他有価証券評価差額金	364
		為替換算調整勘定	241,560
		新株予約権	12,334
		少数株主持分	259
		純資産合計	11,375,641
資産合計	14,228,034	負債純資産合計	14,228,034

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
 （単位：千円）

科 目	金	額
売上高		9,616,512
売上原価		2,061,203
売上総利益		7,555,308
販売費及び一般管理費		5,592,714
営業利益		1,962,594
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,683	
不動産賃貸料	98,258	
その他の	14,977	122,920
営業外費用		
支払利息	5,735	
社債利息	3,630	
為替差損	39,467	
貸与資産減価償却費	12,749	
持分法による投資損失	584	
その他の	11,131	73,298
経常利益		2,012,215
特別利益		
投資有価証券償還益	1,242	
退職給付制度改定益	53,755	54,997
特別損失		
固定資産除却損	350	
ゴルフ会員権評価損	4,000	4,350
税金等調整前当期純利益		2,062,863
法人税、住民税及び事業税	886,065	
法人税等調整額	69,716	955,781
少数株主損益調整前当期純利益		1,107,082
少数株主損失		△85
当期純利益		1,107,167

連結株主資本等変動計算書（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

【株主資本】

資本金	当期首残高	992,597
	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	992,597
資本剰余金	当期首残高	986,826
	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	986,826
利益剰余金	当期首残高	9,157,690
	当期変動額	
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	1,107,167
	当期変動額合計	889,669
	当期末残高	10,047,359
自己株式	当期首残高	△801,445
	当期変動額	
	自己株式の取得	△104,214
	当期変動額合計	△104,214
	当期末残高	△905,660
株主資本合計	当期首残高	10,335,668
	当期変動額	
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	1,107,167
	自己株式の取得	△104,214
	当期変動額合計	785,454
	当期末残高	11,121,123

(単位：千円)

【その他の包括利益累計額】

その他有価証券評価差額金	当 期 首 残 高	1,294
	当 期 変 動 額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△930
	当 期 変 動 額 合 計	△930
	当 期 末 残 高	364
為替換算調整勘定	当 期 首 残 高	204,589
	当 期 変 動 額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,971
	当 期 変 動 額 合 計	36,971
	当 期 末 残 高	241,560
その他の包括利益累計額合計	当 期 首 残 高	205,883
	当 期 変 動 額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,040
	当 期 変 動 額 合 計	36,040
	当 期 末 残 高	241,924
【新株予約権】	当 期 首 残 高	7,813
	当 期 変 動 額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,521
	当 期 変 動 額 合 計	4,521
	当 期 末 残 高	12,334
【少数株主持分】	当 期 首 残 高	1,965
	当 期 変 動 額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,705
	当 期 変 動 額 合 計	△1,705
	当 期 末 残 高	259
【純資産合計】	当 期 首 残 高	10,551,330
	当 期 変 動 額	
	剰 余 金 の 配 当	△217,497
	当 期 純 利 益	1,107,167
	自 己 株 式 の 取 得	△104,214
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,855
	当 期 変 動 額 合 計	824,310
	当 期 末 残 高	11,375,641

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,078,031	流動負債	1,447,925
現金及び預金	4,093,440	買掛金	207,629
受取手形	20,716	リース債務	3,134
売掛金	996,369	未払金	262,405
割賦売掛金	1,650,570	未払費用	71,514
製品	56,722	未払法人税等	422,374
前払費用	58,448	未払消費税等	43,456
繰延税金資産	151,718	割賦利益繰延	218,699
その他の	50,494	賞与引当金	99,000
貸倒引当金	△450	製品保証引当金	7,000
固定資産	6,146,321	返品調整引当金	32,000
有形固定資産	2,674,890	その他の	80,710
建築物	563,645	固定負債	910,113
構築物	1,100	社債	300,000
機械装置	3,703	リース債務	7,721
車両運搬具	5,059	退職給付引当金	99,718
工具器具備品	60,943	役員退職慰労引当金	183,397
土地	2,033,780	長期預り保証金	270,827
リース資産	6,657	長期前受収益	48,447
無形固定資産	35,286	負債合計	2,358,038
特許権	20,625	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,133	株主資本	10,853,615
リース資産	4,198	資本金	992,597
電話加入権	5,329	資本剰余金	986,826
投資その他の資産	3,436,144	資本準備金	977,957
投資有価証券	59,387	その他資本剰余金	8,869
関係会社株	1,214,117	利益剰余金	9,779,852
関係会社出資	18,118	利益準備金	243,539
長期貸付金	1,279,284	その他利益剰余金	9,536,312
繰延税金資産	284,865	任意積立金	7,770,000
差入保証金	202,506	繰越利益剰余金	1,766,312
長期預金	800,000	自己株式	△905,660
その他の	88,780	評価・換算差額等	364
貸倒引当金	△510,916	その他有価証券評価差額金	364
		新株予約権	12,334
		純資産合計	10,866,314
資産合計	13,224,353	負債純資産合計	13,224,353

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,523,341
売 上 原 価		2,475,798
売 上 総 利 益		7,047,543
販売費及び一般管理費		5,474,034
営 業 利 益		1,573,508
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	16,808	
不動産賃貸料	98,258	
その他の	19,059	134,126
営 業 外 費 用		
支払利息	5,655	
社債利息	3,630	
社債発行費	5,874	
貸与資産減価償却費	12,749	
貸倒引当金繰入額	500	
その他の	3,865	32,275
経 常 利 益		1,675,359
特 別 利 益		
投資有価証券償還益	1,242	
退職給付制度改定益	54,314	55,556
特 別 損 失		
固定資産除却損	236	
ゴルフ会員権評価損	4,000	
関係会社出資金評価損	71,549	75,786
税引前当期純利益		1,655,130
法人税、住民税及び事業税	720,668	
法人税等調整額	90,788	811,456
当 期 純 利 益		843,673

株主資本等変動計算書（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

【株主資本】		
資本金	当期首残高	992,597
	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	992,597
資本剰余金	当期首残高	977,957
資本準備金	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	977,957
その他資本剰余金	当期首残高	8,869
	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	8,869
資本剰余金合計	当期首残高	986,826
	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	986,826
利益剰余金	当期首残高	243,539
利益準備金	当期変動額	
	当期変動額合計	—
	当期末残高	243,539
その他利益剰余金	当期首残高	7,670,000
任意積立金	当期変動額	
	任意積立金の積立	100,000
	当期変動額合計	100,000
	当期末残高	7,770,000
繰越利益剰余金	当期首残高	1,240,136
	当期変動額	
	任意積立金の積立	△100,000
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	843,673
	当期変動額合計	526,176
	当期末残高	1,766,312
利益剰余金合計	当期首残高	9,153,675
	当期変動額	
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	843,673
	当期変動額合計	626,176
	当期末残高	9,779,852

		(単位：千円)
自己株式	当期首残高	△801,445
	当期変動額	
	自己株式の取得	△104,214
	当期変動額合計	△104,214
	当期末残高	△905,660
株主資本合計	当期首残高	10,331,654
	当期変動額	
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	843,673
	自己株式の取得	△104,214
	当期変動額合計	521,961
	当期末残高	10,853,615
【評価・換算差額等】		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	1,294
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△930
	当期変動額合計	△930
	当期末残高	364
評価・換算差額等合計	当期首残高	1,294
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△930
	当期変動額合計	△930
	当期末残高	364
【新株予約権】	当期首残高	7,813
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,521
	当期変動額合計	4,521
	当期末残高	12,334
【純資産合計】	当期首残高	10,340,762
	当期変動額	
	剰余金の配当	△217,497
	当期純利益	843,673
	自己株式の取得	△104,214
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,590
	当期変動額合計	525,552
	当期末残高	10,866,314

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月15日

株式会社 日本 ト リ ム
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美馬 和 実 ⑧

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 伸 一 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本トリムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本トリム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月15日

株式会社 日本 ト リ ム
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 美馬 和 実 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石原 伸 一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本トリムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月23日

株式会社日本トリム 監査役会
監査役(常勤) 森澤 邦 雄 ㊟
社外監査役 阿田 木 実 ㊟
社外監査役 笥 正 澄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は257,793,060円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金

100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

任意積立金

100,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員（4名）は任期満了となり、また取締役三谷禎秀氏は退任いたしますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もりさわ しんかつ 森澤 紳勝 (昭和19年10月8日生)	昭和57年6月 当社設立 代表取締役社長 (現在に至る)	1,875,290株
2	おだ こじろう 尾田 虎二郎 (昭和31年11月17日生)	平成19年5月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員管理事業部長 平成20年4月 当社専務執行役員管理事業部長 平成20年6月 当社専務取締役管理事業部長 平成21年1月 当社専務取締役営業副本部長 平成21年10月 当社専務取締役営業副本部長兼業務部長 平成21年12月 当社専務取締役営業副本部長 (現在に至る)	一株
3	にしたに よしみ 西谷 由実 (昭和33年12月24日生)	昭和62年11月 当社入社 平成15年6月 当社取締役名古屋支社長 平成18年4月 当社取締役DS・HS事業部統括兼本社営業部長 平成19年4月 当社常務取締役DS・HS事業部統括 平成20年4月 当社常務取締役DS・HS事業部統括兼本社営業部長 平成21年1月 当社常務取締役名古屋支社長 平成21年10月 当社常務取締役東京支社長 平成23年4月 当社常務取締役名古屋支社長 平成24年4月 当社常務取締役東京支社長 (現在に至る)	3,950株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ こがしのぶ 古閑信夫 (昭和26年4月17日生)	昭和60年5月 当社入社 平成3年6月 当社管理部長 平成8年6月 当社取締役総務部長 平成9年2月 当社取締役経営企画部長 平成16年4月 株式会社トリムエレクトリックマシナリー代表取締役 平成17年6月 当社常務取締役東京支社長 平成21年4月 当社執行役員管理事業部長 平成22年3月 当社執行役員内部監査室長 平成23年4月 当社内部監査室長 (現在に至る)	10,800株
2	※ きかいとしなお 酒井利直 (昭和25年5月21日生)	昭和50年4月 三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 入行 平成9年8月 同行市場金融部長 平成10年5月 同行名古屋駅前支店長 平成11年4月 同行受託資産管理部長 平成12年4月 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 資産管理サービス部長 平成13年10月 同行受託資産企画部長 平成14年3月 三井アセット信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 執行役員 平成17年6月 三信リース株式会社(現 三井CMリース株式会社) 顧問 平成17年6月 同社常務取締役 平成17年12月 中央三井リース株式会社(現 三井CMリース株式会社) 常務取締役 平成19年8月 三井CMリース株式会社取締役常務執行役員 (現在に至る)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ 井上正義 (昭和26年10月20日生)	昭和49年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成5年6月 同行六甲支店長 平成7年1月 同行関西審査第二部業務推進役 平成9年6月 同行関西審査部業務推進役 平成10年11月 同行審査第三部業務推進役 平成11年7月 同行審査第三部主席審査役 平成12年4月 同行神田営業第二部長 平成12年10月 同行神田法人営業第二部長 平成13年4月 同行神田小川町法人営業第二部長 平成13年10月 株式会社新井組出向 平成17年6月 京阪神興業株式会社出向 平成17年7月 同社常務取締役 平成19年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 (現在に至る)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 酒井利直氏及び井上正義氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 酒井利直氏及び井上正義氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
 5. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について
 (1) 社外監査役候補者の選任理由
 酒井利直氏につきましては、三井CMリース株式会社において役員として培われた専門的な知識等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 また、井上正義氏につきましては京阪神興業株式会社において役員として培われた専門的な知識等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 (2) 社外監査役との責任限定契約について
 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者酒井利直氏及び井上正義氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます三谷禎秀氏及び監査役を退任されます森澤邦雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
三谷 禎秀	平成17年4月 当社常務取締役(現任)
森澤 邦雄	平成16年6月 当社常勤監査役(現任)

第5号議案 当社従業員等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員に対し、ストックオプションとして特に有利なる条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式10,000株を総株数の上限とする。
後記(3)に定める内容の新株予約権200個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式50株とする。ただし下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
なお、下記(5)に基づいて行使価額が調整される場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、調整の原因となる事由が生じた時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 発行する新株予約権の総数
200個を上限とする。
- (4) 新株予約権の発行価額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。
行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right) + \left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新発行株式数}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から1年を経過した日から3年以内で、当該取締役会決議の定める期間。

上記により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記(7)②に定める事由が生じた場合には、下記(7)②の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件並びに消却の事由及び消却条件

① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

② (i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く）、(ii) 当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記(6)にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③ 新株予約権の割当時において、当社の従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

④ 新株予約権の割当時において、当社の取引先又は顧問等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又は顧問等の当社協力先の地位にあることを要する。

⑤ その他の権利の行使の条件は、本総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「新株予約権割当契約」という。）に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。

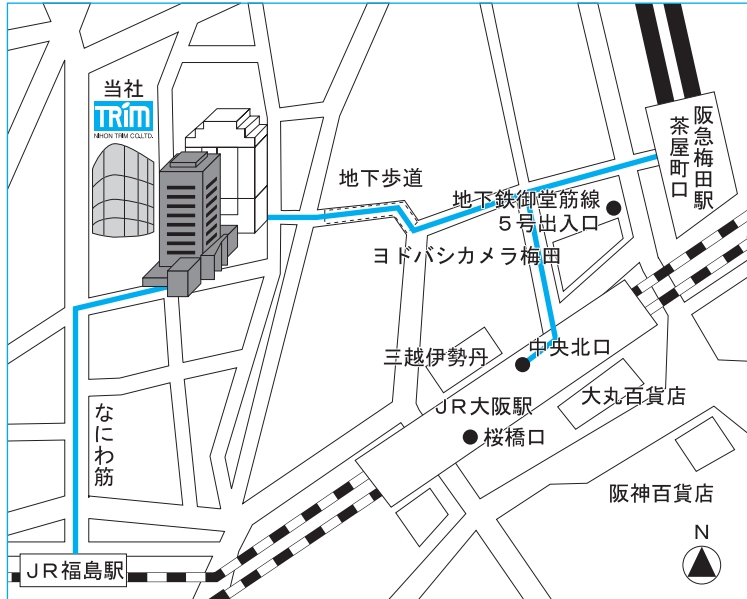
(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区大淀中一丁目 1 番20号
ウェスティンホテル大阪 2階「オリアーナ」



交 通 J R 大 阪 駅より徒歩約13分
阪 急 梅 田 駅より徒歩約14分
J R 福 島 駅より徒歩約13分